

○下水道処理施設維持管理業者登録申請の記載要領や添付書類について(参考) ※それぞれの様式の下部に書かれている記載要領と併せてご確認ください。

1 登録申請		
■登録申請書	(様式1号) 関東地方整備局長宛	<ul style="list-style-type: none"> 申請者欄は、申請者商号又は名称、代表者氏名を記載する。押印は不要。 所在地、商号又は名称、資本金額(資本金額500万円以上が必要)、役員(監査役を含む全員)について登記簿と照合する。 組合で理事長しか記載がない場合は、理事長のみを記載する。
営業所及び管理技士	2面	<ul style="list-style-type: none"> 営業所の名称、所在地について登記簿等と照合する。(契約を締結する営業所等を登録) 1営業所あたり1人の管理技師(2名以上いる場合でも登録は1名)とする。管理技士証明書と照合する。
■維持管理業経歴書	(様式2号)	<ul style="list-style-type: none"> 登録時に近い契約期間順に記載する。
■直前3年の営業収入金額	(様式3号)	<ul style="list-style-type: none"> 営業年度の古い順に記載する。 「下水道管理者」欄は、都道府県、市町村から受注した元請契約を記載する。 「下水道処理施設維持管理業者」欄は、下請の契約を記載する。
■使用人数	(様式4号)	<ul style="list-style-type: none"> 下水道処理施設維持管理業務に従事している使用人数を記載する。
■管理技士証明書 (営業所に専任(常勤)が前提) 実務経歴書 (合格証書等で③、④、⑤の場合は不要)	(様式5号) 関東地方整備局長宛 別表	<ul style="list-style-type: none"> 申請者欄及び証明者欄は、それぞれの商号又は名称、代表者氏名を記載する。押印は不要。 添付書類により営業所に専任であることを確認する。(社員、通勤が可能、資格等) 下水道の終末処理場の維持管理及び国交省で別途定める施設の維持管理実務経験(経歴にある市町村の処理場等で確認できる経験。若しくは運転日報等を確認できる書面を添付。) 下水道法施行令第15条及び第15条の3に該当する者である。(公共団体退職者が対象) 実務経験年数は認定試験合格の前後に関係はない。
■会社及び役員の誓約書	(様式6号) 関東地方整備局長宛	<ul style="list-style-type: none"> 申請者欄は、申請者商号又は名称、代表者氏名を記載する。押印は不要。
■役員の略歴書	(様式7号)	<ul style="list-style-type: none"> 役員全員分(監査役含む)が必要。賞罰のない場合「なし」と記載する。
■5/100以上の株主又は出資者	(様式8号)	<ul style="list-style-type: none"> 5%未満は、記載する必要はない。
■営業の沿革	(様式9号)	<ul style="list-style-type: none"> 創業から登録申請時点まで年月日順に記載する。
■直前1年の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書		<ul style="list-style-type: none"> 申請者の資本金の金額等と照合する。 財産的基礎及び金銭的信用があるか。(自己資本額1,000万円以上)
■商業登記の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		<ul style="list-style-type: none"> 申請書の役員、資本金額等を照合する。
■住民票の写し		<ul style="list-style-type: none"> 下水道処理施設管理技士のもの(常勤であり、勤務先に通勤可能な範囲に居住していること。)
■健康保険証又は標準報酬月額決定通知書の写し		<ul style="list-style-type: none"> 下水道処理施設管理技士のもの(社員であることを確認) 保険証は記号・番号をマスキング
■卒業証書の写し (又は卒業証明書(写し可)) (合格証書等で③、④、⑤の場合は不要)		<ul style="list-style-type: none"> 下水道処理施設管理技士のもの(合格証書等で③、④、⑤の場合は不要)
■合格証書等	(参考) ①日本下水道事業団が実施 ②日本下水道事業団が実施 ③日本技術士会が証明書を発行している。 ④公共団体の証明 ⑤日本下水道協会が実施	<ul style="list-style-type: none"> 下水道処理施設管理技士のもの(①、②は大卒7年、短大(高専、専門学校)9年、高卒11年、その他14年の実務経験が必要) ①下水道管理技術認定試験の合格証書の写し(試験区分が「処理施設」であること。「管路」は不可。) ②第3種技術検定の合格証書の写し ③技術士登録等証明書の写し(選択科目が確認できるもの) (2次試験で、技術部門が「上下水道部門(選択科目が下水道)」、又は「衛生工学部門(選択科目が水質管理又は廃棄物・資源循環)」であること。) ④地方公共団体が発行する「下水道法施行令第15条の3第1号～7号までに掲げる資格を有したことの証明書」(写し不可) ⑤下水道処理施設管理技士資格者認定講習修了証の写し(H9.3.31まで行われていた)

2 変更届出(変更後30日以内に届出)		
◎営業所の名称及び所在地・資本金額及び役員の変更(退任)		
■変更届出書	(様式11号) 関東地方整備局長宛	※様式11号の記載例を参照。 ・届出者欄は、届出者商号又は名称、代表者氏名を記載する。押印は不要。 ・役員変更の場合は、役員全員について「変更前」「変更後」を対比して記入。(登記簿記載の監査役含む。)
■商業登記の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	(変更後のもの)	※1の登録申請を参照。(変更後のもの) ・営業所の変更について、登記簿に記載がない場合は、変更後の名称及び所在地が確認できるものの添付が必要。
◎営業所の新設 ※管理技士を置く営業所の新設		
■変更届出書	(様式11号) 関東地方整備局長宛	※様式11号の記載例を参照。 ・届出者欄は、届出者商号又は名称、代表者氏名を記載する。押印は不要。
■管理技士証明書、実務経歴書	(様式5号・別表)	※1の登録申請を参照。
■商業登記の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	(変更後のもの)	・登記簿に記載がない場合は、営業所の名称及び所在地が確認できるものの添付が必要。
■住民票の写し		
■健康保険証又は標準報酬月額決定通知書の写し		
■卒業証書の写し (又は卒業証明書(写し可))		
■合格証書等		
◎役員の新任等変更(役職変更を含む)		
■変更届出書	(様式11号) 関東地方整備局長宛	※様式11号の記載例を参照。 ・届出者欄は、届出者商号又は名称、代表者氏名を記載する。押印は不要。 ・役員全員について「変更前」「変更後」を対比して記入。(登記簿記載の監査役含む。)
■会社及び役員の誓約書	(様式6号)	※1の登録申請を参照。
■役員の略歴書	(様式7号)	・新規、役職変更になった役員(監査役含む)の略歴書が必要。
■商業登記の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	(変更後のもの)	
◎管理技士の変更		
■変更届出書	(様式11号) 関東地方整備局長宛	※様式11号の記載例を参照。 ・届出者欄は、届出者商号又は名称、代表者氏名を記載する。押印は不要。
■管理技士証明書、実務経歴書	(様式5号・別表)	※1の登録申請を参照。
■住民票の写し		
■健康保険証又は標準報酬月額決定通知書の写し		
■卒業証書の写し (又は卒業証明書(写し可))		
■合格証書等		

3	登録更新(期限満了の30日前までに届出)		※1の登録申請を参照。 変更届、現況報告書が適正に手続きされているか、未提出がないか確認。
	■登録申請書、営業所及び管理技士	(様式1号・2面)	
	■管理技士証明書、実務経歴書	(様式5号・別表)	
	■会社及び役員の誓約書	(様式6号)	
	■役員の略歴書	(様式7号)	
	■5/100以上の株主又は出資者	(様式8号)	
	■営業の沿革	(様式9号)	
	■商業登記の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	(最新のもの)	
	■住民票の写し		
	■健康保険証又は標準報酬月額決定通知書の写し		
■卒業証書の写し			
■合格証書等			
4	現況報告(毎営業年度経過後4ヶ月以内に提出)		<ul style="list-style-type: none"> ・報告者欄は、報告者商号又は名称、代表者氏名を記載する。押印は不要。 ・最新の登録状況と確認する。(変更届の未提出はないか確認) ・現況報告書と照合する。 ※自己資本金額が1,000万円を下回っている場合は、更新時に自己資本金額が1,000万円以上あるか再度確認。
	■現況報告書	(様式10号・2面)	
	■直前1年の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書		
5	廃業等(事由発生後30日以内に届出)		<ul style="list-style-type: none"> ・登録から削除を希望する場合、任意の様式で提出。
	■廃業等届	任意様式	

(注) 取り扱いが変更となる場合があります。

規程、様式等は関東地方整備局ホームページを参照(https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000029.html)